

一般社団法人
千葉県介護支援専門員協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人千葉県介護支援専門員協議会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を千葉市中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、千葉県内において、職域、所属の枠を超え、介護支援専門員として連携し、職業倫理の高揚に努めるとともに、専門的知識・技術の研修、教育及び研究を通じて介護支援専門員の資質向上と介護支援専門員に関する知識・技術の普及を図り、もって千葉県民の保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。この目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 介護保険制度の普及啓発に関する事業
- (2) 千葉県民の保健・医療・福祉の啓発及び増進に関する事業
- (3) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (4) 介護支援専門員の資質向上や社会的地位向上に関する事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第4条 当法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員

介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第5項に規定する介護支援専門員、又は第69条の2第1項に規定する介護支援専門員の登録を受けている者のいずれかであって、当法人の目的及び事業に賛同して入会した者

- (2) 賛助会員

当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

- (3) 名誉会員

当法人に特別の功績があった者で、本人の承諾を得て理事会において推薦し、社員総会において承認された者

(社員の資格)

第5条 当法人の社員は、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法

律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第6条 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書を提出することとし、会長はこれが提出された場合、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）退会したとき。
- （2）死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき。
- （3）正会員にあっては、介護支援専門員でなくなったとき。
- （4）1年以上会費を滞納したとき。
- （5）除名されたとき。

（退会）

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会において、出席した正会員の4分の3以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の日から1週間前までにその旨を通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）当法人の定款又は規則に違反したとき。
- （2）当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- （3）その他除名すべき正当な事由があるとき。

（経費の負担）

第11条 既に納入した入会金、会費及びその他の経費は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上25人以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1人を会長、3人以内を副会長とする。専務理事を置くことができる。

3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、前項の専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によりこれを定める。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及び理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(職務)

第14条 会長は、当法人を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、当法人の常務を統括する。

4 理事は、理事会を構成する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを社員総会又は理事会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、社員総会又は理事会の招集を請求し、若しくは第5章又は第6章の定めにかかわらず、社員総会又は理事会を招集すること。

(任期)

第15条 役員任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補充として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の残任期間と同一とする。

- 3 任期満了前に退任した監事の補充として選任された監事の任期は、前任者の在任監事の残任期間と同一とする。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第17条 役員に対して、職務執行の対価として、社員総会において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、別に定める役員報酬規程によって定める。

(顧問)

第18条 当法人に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会で選任し、社員総会に報告する。
- 3 顧問は、当法人の運営上重要な事項について、会長の諮問に応え、又は意見を述べることができる。

第5章 社員総会

(種別)

第19条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1とする。

(権能)

第21条 社員総会は、この定款で別に定めるもののほか、当法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第22条 定時社員総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第23条 社員総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 社員総会の議長は、社員総会の決議により正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 社員総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第26条 社員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決等)

第27条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、代理人によって議決権を行使する正会員は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

2 代理人によって議決権を行使する正会員は、代理権を証明する書類の提出に代えて、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(書面による表決の行使、電磁的方法による表決の行使)

第28条 正会員は、必要な事項を記載した議決権行使書面を、社員総会招集通知に記載された期間内に当法人に提出する方法で、議決権の行使ができる。この場合、書面によって行使した議決権の数は、社員総会の議決において、出席した正会員の議決権の数に算入する。

2 正会員は、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により当法人に提供し、当法人の承諾を得て、議決権の行使ができる。電磁的方法によって行使した

議決権の数は、社員総会の議決において、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 29 条 社員総会の議事については、法務省令定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数）を付記しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行なう。

- (1) 社員総会の招集に関する事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項の決定
- (3) 当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 会長及び副会長の選定及び解職
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。ただし、年 4 回以上開催することとする。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第35条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法務省令定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 分科会及び委員会

(分科会及び委員会の設置)

第38条 当法人の目的を達成するために分科会及び委員会を置くことができる。設置に関する事項は別に定めるものとする。

第8章 地区支部

(地区支部の設置)

第39条 当法人は、当法人の目的を達成し地域における活動に資するため、地区支部を置くことができる。設置に関する事項は別に定めるものとする。

第9章 財産及び会計

(財産の構成)

第40条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第41条 当法人の財産は、会長が管理し、その方法は、社員総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第42条 当法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第43条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、直近の社員総会に報告しなければならない。これを変更した場合も同様とする。

(事業報告、決算及び剰余金)

第44条 当法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告及び計算書類ならびにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された事業報告及び計算書類は、社員総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない

3 当法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金)

第45条 当法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(事業年度)

第46条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において総正会員の3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第48条 当法人は、社員総会において総正会員数の4分の3以上の議決その他法令に定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 当法人が解散した場合に残余財産があるときは、社員総会において総正会員数の4分の3以上の議決を経て、次に掲げる法人に贈与する。

(1) 国もしくは地方公共団体

(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号各号に掲げる法人

第11章 事務局

(設置等)

第50条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

(備付け帳簿及び書類)

第51条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書

(4) 許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(8) その他必要な帳簿及び書類

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 附則

(最初の事業年度)

第53条 当法人の最初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、当法人成立の日から令和7年3月31日までとする。